

苫小牧工業高等専門学校における学外者の研究用設備・機器使用に関する規則

規則第105号

制 定 平成26年12月9日

一部改正 平成29年5月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧工業高等専門学校(以下「本校」という。)における学外者の研究用設備・機器(以下「設備等」という。)使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 設備等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、事前に研究用設備・機器使用申請書(別紙様式第1号。以下「使用申請書」という。)を校長に提出し許可を受けなければならない。

2 校長は、使用申請書の内容を確認し、設備等の使用目的等が適当であり本校の教育研究に支障がないと認めるときは、研究用設備・機器使用許可書(別紙様式第2号。以下「使用許可書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。

- 一 校長の指示に従うこと。
- 二 火気取締り及び保安管理に留意すること。
- 三 使用を終了した時又は使用の許可を取り消された時は、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し原状回復すること。
- 四 その他校長が必要と認めること。

(使用者の資格)

第3条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 教育研究機関、企業の研究者及び技術者
- 二 その他校長が特に認めた者

(使用時間)

第4条 設備等の使用時間は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則(以下「教職員の労働時間等に関する規則」という。)第10条に定める休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

2 使用者から特に要請があり、校長が適当と認めた場合は、前項の規定にかかわらず同項の規定する時間以外に使用させることができる。

(使用者の禁止事項)

第5条 使用者は、使用目的以外に機器を使用したり、その許可に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

(使用日時の変更、取り消し)

第6条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始の前日(教職員の労働時間等に関する規則第10条に定める休日を除く。)までに申し出て、校長の許可を得なければならない。

- 2 校長は、天災その他やむを得ない事由により設備の利用ができないときは、使用許可を取り消すことができる。

(設備等使用料)

第7条 使用者は、第2条第2項により許可を得たときは、所定の期日までに別に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めたときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。
- 3 既納の設備等使用料は返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により使用の取消又は変更が許可された場合は、当該取消又は変更に係る設備等使用料を返還するものとする。

(免責)

第8条 本校は、使用者に対して、設備等の使用によって生じたいかなる結果についても一切その責任を負わず、かつ、直接又は間接を問わずいかなる損害賠償の責任も負わない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は過失により機器等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、設備等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月18日から施行する。

平成 年 月 日

研究用設備・機器使用申請書

苫小牧工業高等専門学校長 殿

機関等名 _____

代表者 _____ 印

苫小牧工業高等専門学校の下記の機器の使用について許可願います。

使用にあたっては、裏面の注意事項を遵守します。

申 込 者	住所							
	機関等名称							
	使用責任者							
	使用者（使用責任者以外の者）							
	連絡先							
	本校紹介者							
使用機器名				使用目的				
使用日				使用時間				
平成	年	月	日	時	分	～	時	分
平成	年	月	日	時	分	～	時	分
平成	年	月	日	時	分	～	時	分
平成	年	月	日	時	分	～	時	分
平成	年	月	日	時	分	～	時	分
平成	年	月	日	時	分	～	時	分

-----以下学校記載欄-----

使用料金	円
機器管理者確認欄	氏名 ㊟

注意事項

(使用料)

使用料を所定の期日までに本校が指定する所定の口座に振り込んでください。

(使用上の注意)

機器使用の際は、機器担当者の指示に従い、各マニュアル等を遵守し安全の確保に努めてください。

(原状回復)

設備等の使用終了後速やかに、設備等及びその周辺を原状に復し、当該機器の担当教職員へ報告し、確認を受けてください。

(異常の報告)

設備等に異常を発見したときは、直ちに担当教職員に届け出て、その指示に従ってください。

(使用時間)

機器の使用時間は、教職員の労働時間等に関する規則第10条に定める休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。

(損害賠償)

使用期間中に生じた機器の損害については、使用者においてこれをご負担いただきます。

(免責)

本校は設備等使用によって生じたいかなる結果についても一切その責任を負わず、かつ、直接又は間接を問わずいかなる損害賠償の責任も負いません。

(使用日の変更)

使用者は、使用日・使用時間に変更が生じた場合は、事前に変更申請書を提出し許可を得てください。ただし、かかる変更は年度を超えることはできません。

研究用設備・機器使用許可書

殿

申請のありました設備・機器の使用について下記のとおり許可します。
 ついては、使用料を期日までに納付願います。

平成 年 月 日

苫小牧工業高等専門学校長

使用機器名	使用目的
使用日	使用時間
平成 年 月 日	時 分 ~ 時 分
平成 年 月 日	時 分 ~ 時 分
平成 年 月 日	時 分 ~ 時 分
平成 年 月 日	時 分 ~ 時 分
平成 年 月 日	時 分 ~ 時 分
平成 年 月 日	時 分 ~ 時 分
使用料金	円